

供託手続関係

日本銀行代理店の集約・廃止のお知らせ

松江地方法務局益田支局で取り扱う供託物の納付先(取扱店)が、次のとおり変更となります。

変更前 (令和6年8月30日まで)		変更後 (令和6年9月2日から)	
金銭	日本銀行益田代理店 (山陰合同銀行益田支店)	金銭	日本銀行浜田代理店 (山陰合同銀行浜田支店) (浜田市新町4番地)
振替国債		振替国債	
有価証券		有価証券	日本銀行松江支店 (松江市母衣町55番地3)

※ 取扱店変更日以降は、日本銀行益田代理店(山陰合同銀行益田支店)において納付手続を行うことはできません。

✓ 金銭の供託は、供託所(法務局)及び日本銀行(取扱店)に行かずに「**オンラインによる申請**」をすることができます。

✓ 日本銀行(取扱店)に行かずにゆうちょ銀行等のペイジー対応ATMから「**電子納付**」で供託金を納付することもできます。

ご不明な点は、お問合せください。

〒698-0027 益田市あけぼの東町4-6

松江地方法務局益田支局 TEL:0856-22-0429